

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

新石垣空港が供用開始され、相当の期間が経過したことから、名称を石垣空港に改める必要がある。

【議案の概要】

条例第2条、第3条、第5条、第20条及び第23条において、空港名を新石垣空港から石垣空港に改める。

【説明】

- 1 空港の名称や位置については、空港法第5条第2項に基づき、空港法施行令の中で明らかにするものとされている。
- 2 供用中の空港を移転させ、新たに建設する場合において、一定の期間、現に存する空港と新たに設置する空港が併存するため、これらを区別することを目的に、新たな空港の名称を「新××空港」として加えることとされている。
- 3 新石垣空港は平成25年3月に供用が開始され、旧石垣空港の供用が廃止されてから一定の期間が経過したことから、「新石垣空港」の名称を「石垣空港」に改める必要がある。
- 4 今回、国の空港法施行令の改正とあわせて、県条例を改正する。
- 5 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

《フロー図(沖縄県条例及び国法令等)》

